

条例の構成

前文

県民生活の向上及び県勢の発展に寄与するため、議会における最高規範としてこの条例を制定

第1章 総則

- 第1条 目的：議会の基本理念、議会運営の原則、議員の活動原則等、議会に関する基本的事項を定めることにより、県民生活の向上、県勢の発展に寄与
- 第2条 基本理念：県民を代表する議事機関として、県民の意思を県政に反映させるため、公正かつ公平な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指す
- 方針：①県の政策の決定、②知事等の事務執行の監視及び評価、③県民への説明責任、④継続的な議会改革

第2章 議員の責務及び活動

- 第3条 責務及び活動原則
- 第4条 研修及び調査研究
- 第5条 会派
- 第6条 議員報酬等

第3章 議会運営

- 第7条 運営の原則
- 第8条 委員会
- 第9条 質疑及び質問
- 第10条 議員間討議
- 第11条 定例会回数
- 第12条 議員の定数及び選挙区

第4章 議会の機能

- 第13条 議決
- 第14条 調査
- 第15条 機能強化
- 第16条 政務活動費
- 第17条 調査、検討等を行う機関及び組織
- 第18条 改革の推進

第5章 県民との関係

- 第19条 県民の意思反映及び参加推進
- 第20条 広報広聴機能の充実
- 第21条 会議の公開
- 第22条 情報公開

第6章 知事等との関係

- 第23条 基本原則
- 第24条 監視及び評価
- 第25条 政策立案及び政策提言
- 第26条 知事等の質問趣旨確認
- 第27条 議会への説明等

第7章 政治倫理

- 第28条 政治倫理

第8章 議会事務局

- 第29条 議会事務局
- 第30条 議会図書室

第9章 補則

- 第31条 他の条例等との関係
- 第32条 検討及び見直し

附 則